平成２７年（フ）第６１３６号
東京都江東区塩浜２丁目18―７―907
破産者　竹田美穂子
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１４６号
東京都練馬区錦１丁目３―11―108
破産者　江原　　誠
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１６２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目34―３
破産者　勝部　　亨
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１７３号
東京都日野市百草204―１　ガーデンビュー石神Ｄ311
破産者　大城　　優
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１９３号
東京都品川区二葉１丁目12―16　スカイコート品川第３　104
破産者　北原　　純
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２２４号
東京都板橋区赤塚３丁目９―10―201
破産者　河野　光宏
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７号
宮城県仙台市青葉区上杉２丁目４－８　朝日プラザ上杉806号、前住所山形県酒田市亀ケ崎３丁目３番11号
破産者　菅原　春樹
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１１２号
群馬県伊勢崎市三室町5940番地
破産者　竹田産業有限会社
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３０号
群馬県伊勢崎市曲沢町163番地８
破産者　有限会社日商
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６５号
埼玉県川口市青木３丁目９番10号
破産者　有限会社ダイワライン
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４７２号
埼玉県川口市桜町３丁目９番11号
破産者　有限会社アダム企画
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
千葉県柏市あけぼの３丁目１番８―304号
破産者　山本　貴史
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５５号
千葉県我孫子市根戸1740番地の１
破産者　株式会社凛区
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５６号
茨城県土浦市生田町８番35号　ロイヤルシティ生田108、開始決定時の住所茨城県つくば市稲荷前30―６　アーバンコートＢ棟102
破産者　松澤　達也
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８２号
千葉県松戸市小金原５丁目37番地の５
破産者　宇佐見克明
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１９３号
千葉県流山市向小金１丁目246番地の３　ロイヤルクレスト101
破産者　曽我　啓二
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２０２号
千葉県野田市尾崎211番地の２　コーポ川間102
破産者　青木　　宏
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２７号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山４丁目９番３号
破産者　有限会社伊藤書店
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４１２４号
東京都渋谷区恵比寿１丁目11番２号　アサヒビル第６階
破産者　医療法人社団誠春会
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７号
岐阜県多治見市松坂町３丁目17番地
破産者　有限会社オートジップ
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１０８号
岐阜県多治見市小名田町４丁目10番地の７、住民票上の住所兵庫県揖保郡太子町東南35番地１　レオネクストＡＳＵＫＡ　110号室
破産者　渡邊　　明
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１１６号
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地の109
破産者　鈴木　龍一
1　決定年月日　平成27年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部